

愛媛県における下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等に係る取組みについて

本県においては、平成3年2月5日に建設省（現 国土交通省）が策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に掲げる遵守事項等について指導・徹底を図るため、建設業者に対して立入検査等を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行うとともに、次のような取組みを行ってきたところである。

①社会保険加入対策及び法定福利費の確保

全ての県発注工事において、平成29年10月からは従来の元請及び一次下請に加えて、二次下請以下の建設企業も社会保険等加入企業に限定し、また、令和5年6月からは、受注者に対して法定福利費内訳書の提出を義務付けるなど、保険加入の推進・支援を通じた建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めている。（建設業の許可・更新申請に際して、適切な社会保険に加入していることが許可要件となっているほか、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項（いわゆる「作業員名簿」）に、工事に従事する者の社会保険の加入状況等が記載事項となっている。）

②請負代金の円滑な支払

県及び県内20市町発注の公共工事について、中間前払金制度が導入済みであることを踏まえ、制度を適用された工事で、元請負人が同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮いただいているところである。加えて、国や県、一部市町の工事については「地域建設業経営強化融資制度」や「下請セーフティネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、元請負人がこれらを活用することによって、下請負人への適正な支払にも配慮いただいているところである。

なお、下請代金を手形等で支払う場合は、昨年11月1日以降に交付された手形期間が60日を超える手形を、建設業法第24条の6第3項の「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となることに留意すること。

③技術者の配置など適正な施工の確保及び工事現場における安全管理

法令等を遵守した適正な施工を通して、建設生産物の安全性や品質を確保することは、建設業者の基本的責務であるが、県内の工事現場において、近年、主任技術者等が適正に配置されていない事例が散見されているほか、死亡事故の発生も相次いでいることから、施工管理や安全管理のより一層の徹底を業界団体への通知等で要請している。

国通知の主な変更点（前回通知（R7.8.1）からの追加等）

○下請負人が建設工事の注文者に交付する見積額

- 改正建設業法第20条第1項の規定を踏まえ、材料費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努めること。

○通常必要と認められる材料費等の確保

- 契約の相手方の選定には建設技能者を大切する自主宣言制度の宣言企業であることを考慮すること。
- 建退共電子申請専用サイトのリニューアル・CCUSとの自動連携機能の実装に伴い、事務負担の軽減、確実な掛金納付の実施につながるCCUSと連携した電子ポイント方式を積極的に活用すること。

○建設工事の請負契約の締結

- 業務の繁閑が大きい場合は、労使協定により1年単位の変形労働時間制を導入し、労働時間を柔軟に設定することが可能。

○技能労働者への適切な賃金の支払

- 取引において立場が強い元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい。

○適切な下請代金の支払

- 下請法の改正により、令和8年1月から製造委託等の代金の支払において、手形の交付が禁止されること等に留意すること。

○下請負人への配慮等

- 下請負人を「協力会社」等と呼称されているが、改正下請法において「下請」等の用語の見直しが行われていることに留意すること。

○技能者への適正な賃金の支払

- 「労務費に関する基準」において適正な賃金として「CCUSレベル別年収」が位置づけられ、目標値が個々の技能者に支払われるよう努めること。
- 個々の取引において技能労働者に適正な賃金が支払われるよう、請負契約の締結にあたり、コミットメント条項を積極的に導入すること。

○「駆け込みホットライン」等の周知

- 「駆け込みホットライン」にて受け付けた情報は、建設Gメンによる調査を行う際の端緒情報や許可行政庁への情報提供に利用していること。

○建設工事の関係者への配慮

- 下請法の改正により、令和8年1月から手形の交付が禁止されること、改正振興基準により、銀行口座への振込手数料を差し引いてはならないとされることに十分留意すること。